

箱田高齢者・児童ふれあいセンター

利用開始時の感染防止対策【令和2年6月25日改定版】

1 施設について

- (1) ポスター及びHPによる啓発を行う。
- (2) 玄関に、消毒液を設置する。
- (3) トイレ等にハンドソープ（せっけん）を設置し、手洗いを励行する。
- (4) 必要に応じて、受付窓口にパーテーション、ビニールカーテン等を設置する。
- (5) 施設のドアノブ等、手が触れる場所の消毒を徹底する。
- (6) 換気を1時間に10分以上実施する（2方向の窓を同時に開ける）。
- (7) ゴミ箱を撤去する（ゴミは、すべて利用者が持ち帰る）。
- (8) 運動器具（トランポリン、ウルトラトレナー等）の利用を中止する。
- (9) 給湯設備及び器具の利用を休止する。飲み物（アルコール類を除く）のみ、持ち込み可能とする。

2 利用者（団体）の予約、申請及び制限について

(1) 予約、申請等について

- ア 三密に該当すると思われる行事については、事前に活動内容を確認し、必要に応じて利用自粛を促す。
- イ 状況に応じて施設の利用を制限する必要があることを事前に説明する（感染が疑われる者が発生した場合や、緊急事態宣言が発令された場合など）。
- ウ 利用申請書の提出、許可書の交付、申告書（後述4-(1)参照）の提出、直接手渡しで行わない（トレイなどを設置する）。

(2) 利用の制限について

- ア 収容人数を制限する（各施設の定員のおおむね2分の1とする）。
- イ 次に該当する者の来館及び利用を制限する。
 - ① 入館時の検温において37.5度以上ある場合。
 - ② 咳、のどの痛みなどの風邪の症状がある場合。
 - ③ だるさ、息苦しさがある場合。
 - ④ 嗅覚や味覚に異常がある場合。
 - ⑤ 新型コロナウイルス感染陽性者との濃厚接触がある場合。
 - ⑥ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいる場合。
 - ⑦ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
 - ⑧ 当面の間、飲食を伴う活動（料理教室、茶道など）、飛沫拡散が避けられない活動（吹き矢、吹奏楽、オカリナ、ハーモニカなど）、身体接触を伴う活動（社交ダンス、フォークダンスなど）及びマスクを着用しての活動が困難な激しい運動の自粛を要請する。

3 館内における行動の制限について

- (1) 大声を出すなど、館内の秩序を乱す行動をすること。
- (2) 飲食を伴う活動（料理教室、茶道など）をすること。
- (3) 飛沫感染が避けられない活動（吹き矢、吹奏楽、オカリナ、ハーモニカなど）をすること。
- (4) 身体接触を伴う活動（社交ダンス、フォークダンスなど）をすること。
- (5) マスクを着用しての活動が困難な激しい運動をすること。

4 利用時における申告について

- (1) 次の事項を記入した申告書を記入し、提出する（当該申告書は、必要に応じて、保健所等の公的機関に提供することを事前説明する）。
 - ア 利用者全員の氏名、年齢、住所、電話番号及び利用当日の体温。
 - イ 以下の事項に該当する利用者の有無。
 - ① 入館時の検温において37.5度以上あるものがあるかどうか。
 - ② 咳、のどの痛みなどの風邪の症状の有無。
 - ③ だるさ、息苦しさの有無。
 - ④ 嗅覚や味覚の異常の有無。
 - ⑤ 体が重く感じる、疲れやすいなどの症状の有無。
 - ⑥ 新型コロナウイルス感染陽性者とされた者との濃厚接触の有無。
 - ⑦ 同居家族や身近な知人に感染が疑われるものがあるかどうか。
 - ⑧ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触の有無。
 - ウ 利用前に手洗い、消毒を実施する。
 - エ 上記項目に該当する利用者、その他体調不良の利用者は、参加をしない。

5 利用時及び利用後（注意事項）について

- (1) 咳エチケットを心掛ける。
- (2) マスクを必ず着用する。なお、熱中症予防のため、マスクを一時的に外すときは、発声を控えるとともに、可能な限り対人距離を確保すること。
- (3) 密集・密接を避ける。
- (4) 可能な限り（できるだけ4方2mを目安）対人距離を確保する。
- (5) 長机1台につき、1名の使用とするなどの対応を図る。
- (6) 1時間に10分の換気を実施する（2方向の窓を同時に開ける）。
- (7) 会話をする際は、真正面を避ける。
- (8) こまめな手洗いと消毒液による消毒を実施する。
- (9) 物品（玩具等）の共用をしない。
- (10) 令和2年7月1日から、飛沫感染防止のため、マスク又はフェイスシールドの着用及びその他感染防止対策を利用者側で講じることを条件として、朗読、民謡、詩吟、カラオケ、合唱、麻雀、囲碁及び将棋などの活動を可能とする。
- (11) 令和2年7月1日から、マスクを着用していても可能な程度の運動強度で

あることを条件として、体操（ニャオぎね元気体操、フレイル予防体操など）、ヨガ、自彊術、太極拳及び身体接触を伴わないダンスなどの活動を可能とする。

6 職員について

- (1) 毎日検温を実施し、健康記録をつける。
- (2) こまめな手洗いと消毒液による消毒を実施する。
- (3) 次の場合は、医療機関、保健所等を受診し、受診結果を長寿いきがい課に報告する。
 - ア 発熱、咳、のどの痛み、だるさ、息苦しさなどの複数の症状がある場合。
 - イ 嗅覚や味覚の異常がある場合。
 - ウ 新型コロナウイルス感染陽性者との濃厚接触がある場合。
 - エ 同居家族や身近な知人に感染が疑われるものがある場合。
 - オ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。

7 感染者が発生した場合の対応について

- (1) 利用者の感染が疑われるなどの情報を得た者は、速やかに長寿いきがい課に報告する。
- (2) 感染者が発生した場合、十分な消毒等の措置が実施されるまで当面の間閉館とする。また、熊谷市を含む地域に緊急事態宣言・措置等が発令された場合、当該期間中は閉館とする。